

アイスクラブ通信

NEW

vol.
65

2018 spring

IRIS CLUB Information for our members

KŌEKISHA アイスクラブ事務局

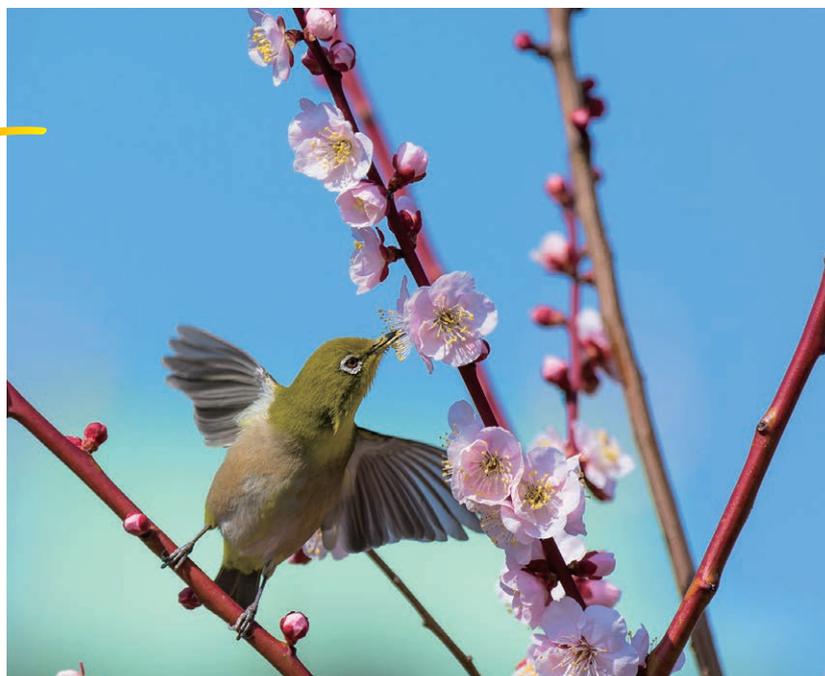


0120-333-838

〒522-0054 滋賀県彦根市西今町939番地 株式会社公益社

<http://www.shiga-koekisha.co.jp>

IRIS(アイリス)は、菖蒲・花菖蒲など、あやめ科の植物を表す言葉ですが、ギリシャ神話では「虹の女神」のことをいいます。アイスクラブ通信「虹」は、私どもとみなさまを結ぶ架け橋として、楽しんでいただけるよう、また、お役にたてるようにと願い、会員のみなさまにだけお届けしております。



知っていそうで知らない ニッポン再発見 ⑳

たけしま れい む さん けん とう じ
多景島の霊夢山見塔寺 (彦根市八坂町)



多景島への遊覧船時刻表は、琵琶湖観光船オーミマリンの公式ウェブサイトでご確認ください。

湖岸道路を走り彦根市に入ると琵琶湖に浮かぶ島が目に入る。湖東で暮らす人々にとっては日常の風景で、子どもの頃には「ひょっこりひょうたん島」だと思っていたと話す団塊の世代の人も多い。島の名前は多景島という。犬上川河口の沖合約5キロにあり、長辺約240メートル、最大幅約80メートル、周囲約600メートル、湖水からの高さ約20メートル。ほんとうに小さなひょうたん島のような。彦根港から遊覧船が運航(多景島めぐりは冬期運休)し、多くの観光客が訪れる人気のスポットだが、実はこの多景島全体は見塔寺というお寺の境内であることを知る人は少ない。

見塔寺の創建は江戸時代である。明暦元年

(1655)、長浜市妙法寺の住職だった慈雲院日靖上人が霊夢のお告げによりこの島を霊場と確信したのが始まりだ。多景島は「嶽島」と記した時代もあった。「嶽」の漢字は、ゴツゴツした山塊のピークで、霊山のイメージがある。彦根藩第三代藩主井伊直澄が多大な支援をし、必要な資材を運搬させ見塔寺を建立した。大船と多くの人足を雇い、対岸の荒神山から土を運び、木を植えたというから俄には信じがたい事実である。これにより見塔寺は彦根城の裏鬼門の祈願寺の役目を仰せつかり、釈迦堂には藩主や井伊家代々の位牌が安置され供養するようになった。

島の北端に「題目岩」がある。日靖上人が元

禄5年(1692)から3年の歳月をかけ「南無妙法蓮華経」の七文字を刻んだ。高さ約16メートル・幅約4メートルの巨大な自然石で、文字が刻まれた面はピサの斜塔のように湖側に傾いている。日靖上人は岩の上から吊り下げたモッコに乗り文字を彫ったという。

「題目岩」にはひとつの伝説が伝わる。安政7年3月3日(1860年3月24日)、彦根藩第13代藩主井伊直弼が桜田門外の変で暗殺されたとき、題目の岩肌に血を滲ませたという。当時の人々にとっていかに藩主という存在が大きく、善政を行い慕われた藩主だったかを物語っている。

また、ひと際高くそびえ立つ「誓の御柱」は、青銅製の五角柱の塔で各面には「五箇条の御誓文」が記されている。五箇条の御誓文とは「慶応4年3月14日(1868年4月6日)、明治天皇が宣布した明治新政府の基本政策」だ。大正14年8月に竣工、翌15年4月15日に除幕式が行われている。

琵琶湖の真ん中に浮かぶ見塔寺境内に幕末の異なるイデオロギーの記念物が並び立っている。今年が明治維新150年である。春の陽気に誘われて、遊覧船に乗ってみてはどうだろう。

雲行



LINE@

アイスクラブ
LINE 友達募集中!

アイリス会員様にお得な情報を配信いたします。
LINEのお友達登録から「QRコード」または「ID検索: @hya0049s」で登録してください。



遺産相続の手続き①

相続とは、亡くなった人の私的財産(権利と義務)を包括的に受け継ぐことです。最近では、高齢化社会が進んだことや財産を持ったシニア世代が増えたことにより関心は高いようです。亡くなった人の財産を誰がどのような割合で受け継ぐかについては、すべて法律で定められています。また、遺言書が無い場合は、法律に定められた相続人間で話し合い(遺産分割協議といいます)で決めてよいとも定められています。

親に財産がないから遺産相続は関係ない、自分は何ももらうつもりがないから遺産相続は関係ないというものではありません。

遺産相続の法律では、亡くなった人のことを「被相続人(ひそうぞくにん)」といい、そして誰が「相続人」となるか定められています。

●遺産相続で受け継がれる財産、プラスの財産
＝現金、預貯金、家、土地、車、貴金属、有価証券、家財道具など

●マイナスの財産

＝借金、連帯保証債務、未納税、未払医療費など
そしてそれぞれの財産を受け取る、または借金の支払いなどを拒否するには、すべて法律上の手続きが必要となります。

なお墓石や仏具など祖先を祀るための「祭祀具」といわれるものは、遺産相続の財産には含まれません。

現代の相続制度は、生まれや性別、年齢に関係なく平等に相続するという基本理念に基づいています。夫が死亡した場合、相続する権利は妻と子供に認められており、割合は妻が2分の1、子供が2分の1と平等です。なお子供が複数いた場合は、2分の1を子供の人数で平等にわけあいます。長男だから次女だから、結婚して家を出たからといって、取り分にまったく差はありません。

(昭和22年5月2日以前は、戸主[一家の主人]が活着しているうちに次の人に戸主を引きついで

司法書士：田中利和



しまう「隠居」という制度がありました。しかし現代では隠居の考えは廃止され、相続は死んだ瞬間にのみ発生するとされました。)

現代の制度には、次のような特徴があります。
・相続は死んだときのみ発生する(隠居では発生しない)。
・配偶者はどんなときも相続人となれる。
・配偶者以外で相続できる人は、順位を定めて誰もが相続できるようになった。
・相続順位は、①子供、②直系尊属、③兄弟姉妹となり、①の順位者が生存するときは②③の順位は相続できない。

そして、遺言書がある場合や、相続人の一人が相続を放棄した場合、遺産分割の協議が整わない場合など、各家庭により事情が異なる様々な相続があります。

セミナーの一部をご紹介いたしました。次回は相続放棄や遺産分割について掲載予定をしています。

FLOWER GARDEN IRIS

「アレンジ教室 & ランチ会」 開催しました!

昨年12月11日(月)、アイリス Salon de Fleur のスペシャルオープンとして「食×花 アレンジ教室&ランチ会」を彦根市開出今町にあるカフェ・ノイエさんにて開催しました。

アレンジ教室ではブリザーブドフラワーで作るクリスマスリースを、ランチはカフェ・ノイエさんの人気メニューをご用意しました。当日は2部に分かれて、様々な世代のお客様にご参加いただき、みなさん和気あいあいとした雰囲気の中で、どれ1つ同じものがない、世界で1つだけのオリジナルリースが完成! ランチタイムも、小さなお様を交えての和やかな笑い声の絶えないひとときが過ごせました。



Salon de Fleur+ 始めました!!



2018年、何か新しいコト始めませんか?—今までお花を習いたかったけど、時間が合わない…、毎月ちょっと…という方にこそ、お花を楽しんでいただきたい!—そんな想いから生まれた年6回の定期レッスン「Salon de Fleur+」をアイリス多賀店にて始めました!

第1回目の2月は、9日(金)・10日(土)の2日間ソープフラワーアレンジ教室を開催しました。みなさんの笑い声はもちろん、時折真剣な表情が見られた有意義な時間となりました。

次回4月は、大人気のハーバリウム教室を開催!! 13日(金)・14日(土)の2日間、両日14時からと19時からの2回開催。申込み締切は、4月2日(月)です。お気軽にスタッフまでお問合わせくださいネ♪

社内交通安全研修 ~運行前点検~

車両不備による事故発生を未然に防ぐため「運転前点検」の研修を行いました。

事業用自動車(緑ナンバー)は、ドライバー各自が運行前に1日1回、運行前点検を実施しなければなりません。ブレーキペダル・エンジンのかかり・ブレーキ液の量・タイヤの空気圧・タイヤの溝の深さなど、クルマを安全に運行するために欠かすことのできない基本15項目について点検し、チェックシートに記入、運行管理者に点呼(確認)を受けます。異常があれば、即、整備を受けなければなりません。

帰庫後の点検はもちろんのこと、ドライバー自身の体調管理も含め、安全に対する心構えが重要です。運行前から私たちの業務は始まっていることを再認識した研修でした。



花まつり

四月八日



猫田文吾のTHINK JAPAN

「花まつり」は仏教の祖、お釈迦様の誕生をお祝いする仏事です。「仏生会(ぶつしょうえ)」「灌仏会(かんぶつえ)」「降誕会(こうたんえ)」「龍華会(りゅうげえ)」「花会式(はなえしき)」とも言いま

す。各寺院では「花御堂」を飾りその中央に誕生仏(赤ちゃん像)を安置して杓で甘茶(釈迦誕生時に甘い香りの雨が降ったという言い伝え)をかけるのが花まつりの行事です。花まつりの行事は西暦606年に奈良の元興寺で行われたのが最初と言われています。

当てはめ「釈迦牟尼」と読んだのです。お釈迦様の誕生秘話にはいろいろの説がありますが、要約しますと父君はカピラ城(釈迦族)の王様で名

を「浄飯王(じょうぼんのう)」「母君を「麻耶夫人(まやふじん)」と申されます。ある夜、白い象が天から降りて麻耶夫人の右脇の体内に入る夢を見られました(象はインドでは聖獣で神様)。その後、懐妊され出産のため里帰りの途中「ルンビニ園」でお釈迦様をお生みになられます。伝説ではお釈迦様は生まれて直ぐに東西南北に7歩づつ歩

かれ、右手は天上を指さし左手は地上を指さし「天上天下唯我独尊」と言われました。意味は「私はただ一人の存在だ、私たちの命はみなかけがえなく尊いもの」と説かれています。決して「俺がこの世で一番偉い」という意味ではありません。

「自分が一番尊いなら、他の人もそれぞれが一番尊いのだ」と生まれたときに示されたたと解釈します。

「花まつり」には、各寺院では「花御堂」を、春色とりどりの花で飾り、お祝いすると共にお稚児さんにきれいな着物を着せて冠を頭にのせて化粧もします。お釈迦様の誕生を祝うと同時に子供たちが健やかに育つことを願ってお花まつりに参加します。

わらべらに 天かがやきて 花まつり
飯田蛇笥氏

信心の 母に雨降る 花まつり
西嶋あさ子氏

TOPIC

樹木葬・海洋散骨

先祖代々続くお墓を将来にわたって子孫が継承していくことが本来のお墓のあり方ですが、核家族化や少子化が進む中、お墓を継ぐ子供がいない、遠方で生活しているなどの理由で、近年は従来のしきたりに必ずしもこだわらず葬送の形式も多様化しつつあります。

「樹木葬」とは、墓石の代わりに樹木を墓標とし、その周囲にご遺骨を埋葬するものです。基本的に後継ぎを必要としないコンパクトでシンプルなかたちのお墓として、各地で広まっており、主に佛寺や霊園の片隅に設けられています。

「海洋散骨」は、ご遺骨を粉末状にした後、海洋上に撒くこと。散骨に関する法律は特にはなく、マナーやルールを守って、周囲の環境に配慮し節度を持って行う事が大切です。

1. ご遺骨は必ず粉末化する。
2. 海の散骨は漁業区域や海水浴場はできない。
3. 環境問題に配慮する。
4. 葬送の目的で行う。

〈参考〉「墓地、埋葬に関する法律」は、霊園や寺院の墓、納骨堂の納骨壇に埋葬・収蔵することについて国が定めたルールです。「墓地と定められた場所以外に勝手に埋葬・埋蔵してはいけません」ということです。そして、この法律においては「散骨」すなわち自然葬や海洋葬については触れていません。

日本国憲法においては「個人が節度をもって行う散骨」においては特に違法ではありません。ですので実際は海岸などから散骨しても違法ではないのですが、近隣住民や漁業関係者などからの申し出もあり、市区町村単位で条例を設けて規制している所もあります。散骨をしようと思った地域の条例などは必ず確認した方が良いでしょう。



淡海の老舗「時計・宝石 藤塚」

彦根市中央町の「時計・宝石 藤塚」は、昭和7年創業の老舗時計店だ。

先代の岡田貞次郎さんが、大阪で時計修理の技術を習得し、当時の彦根の中心であった土橋町(現在の銀座町)に店を開いた。開店当初は時計の販売・修理を専門に行っていたが、のちに宝飾品も扱うようになった。戦時中、貞次郎さんも出征を余儀なくされ4年間ほど店を閉めざるを得なくなったが、終戦後、中央町の現在の場所でまた一から店を再開した。それから半世紀以上、「良いもの、確かなものをお安く」

をモットーに現在まで店を続けている。

最近では、以前に婚約指輪を購入されたお客さんが今度は子どもさんの婚約・結婚指輪を選びに一緒に来店するというのも多いそうだ。また、婚約指輪のリフォームも好評だという。それも、世代を越えて愛される老舗ならではの事。

貞次郎さんのあとを引き継いだ長女の眞智子さんは、「こうして店を続けられるのも地域の



お客様や仕入れ先のメーカー様、当店を支えて来てくださった方があってこそ」と話す。藤塚はこれからも、その歴史とともに世代を越えて地域に愛されていくのだろう。

協力 時計・宝石 藤塚
彦根市中央町5-27・TEL0749-22-2538・www.fujitsuka.com

冠婚葬祭アドバイザーの戌亥先生に聞きました

教えて 戌亥先生

なぜ焼香するのですか？

「香」にもいろいろあります。抹香・塗香・丸香等がインドで用いられていました。種々の香を粉末にしてそれを混ぜ合わせ棒状にしたものが「線香」です。死後の直後や通夜では線香を用い、葬式や法事の時には「抹香」を用いることが多いようです。

インドで香を用いた理由は「心を清める」ということから、火で燃やすだけでなく、身体に塗って身体の臭気を消したり、それによって心も清められたと考えて仏さまや死者の前に出たわけです。従って「焼香」の意味は「心と身体を清めてから」仏さまや死者の前で合掌することなのです。まず自分の心と身体を清めるために焼香します(死者に香を手向けるといふ意味もありますが、本来は前記の説が本意のようです)。

では、「焼香」では何回香をつまむのかをよく質問されますが、答えは

失礼にならないければ何回だっていいのです。堂々とやりさえすればいいのです(私見ですが)。

ただ、宗派によっては次のような説明をしているところもありますので一応述べておきましょう。

仏・法・僧という仏教で三宝とよばれる大切なものの、一つ一つに対して三回香を捧げます。また、貪欲・瞋恚(しんに)・愚痴という三毒に煩惱の一つ一つなくすためにも三回焼香します。心・身を清めるために、または、戒律・禅定の二つの実践を誓う時は二回焼香をします。

静かに少量の抹香を手の親指と人差し指で軽くつまんで香炉に入れ、数珠を手にかけて合掌し故人を偲びつつ礼拝すればよいのです。香を押し頂いたり、額のところに持ち上げたりするのは必要ないと言っておきましょう。



このコーナーは、今まで「アイリス広場」で掲載してきた「Q&A」をより詳しく丁寧にお答えするために企画しました。戌亥先生への質問は、寄せられたお便りのなかからピックアップしてまいります。

みなさまのおたよりから

- 近年、新しい葬送がありますが、送る人、送られる人、納得のいく葬送で行いたいですね。その為にも、生前の話し合いが大事だと思います。(彦根市：男性)
- 「仏教と神道」、とても勉強になりました。何となく言いつたえていたことですが、よくわかりました。「淡海の老舗」、いつもたのしみに読んでいます。こだわりの味を守っているものは、とても深みがありおいしいです。(彦根市：男性)
- 主人は静岡県井伊谷出身で井伊家居住の地に実家があり、今も兄弟が生活しています。井伊谷から彦根へ来て生活する事になって不思議な縁を感じています。ドラマ「直虎」を身近に感じています。(彦根市：女性)
- オコナイとおくないの話、興味深く読みました。オコナイについては知っておりましたが、年末の歳時記についても改めて再確認できました。今後いろいろなセミナー etc よろしく願いいたします。(彦根市：男性)
- いつも大変参考になる記事ばかり、年をとっても喜んで読ませていただいています。時々行事に参加させてくださりありがとうございます。(彦根市：女性)
- いつものことながら、多方面に渡り、いや味のない書き口に感心します。読んだあとは、やさしい気持ちになります。ありがとうございます。(彦根市：女性)

たくさんのメッセージ、ありがとうございます。ご質問にも少しずつおこたえしてまいります。よろしくお願いいたします。

アイリス カレンダー

イベントスケジュール

フィリアホール彦根●文化講座 *同封のチラシをご覧ください。

■3月4日(日)

10:00~11:00 第1部「生前整理のすすめ」

講師：冠婚葬祭アドバイザー 戌亥正三郎氏

11:30~12:30 第2部「アロマ・ワックスサシェ教室」

近江八幡公会館●文化講座

■4月22日(日) 家族への伝言「エンディングノート講座」

10:00~11:00 講師：冠婚葬祭アドバイザー 戌亥正三郎氏

■5月20日(日) 将来に安心を「セカンドライフ講座」

10:00~11:00 講師：ファイナンシャルプランナー 佐々木和彦氏

■6月24日(日) 「成年後見人制度を知ってもらう講座」

10:00~11:00 講師：司法書士 田中利和氏

アイリスクラブより 雪の積もった白い伊吹山や、湖の対岸の山々も麓の方から少しずつ春めき、こころもほだけていくようです。アイリスクラブ通信「虹」は、ほんの少しですがリニューアル。「アイリスカレンダー」では、みなさまの疑問を解消していただける講座や、話題の手づくり体験教室などのスケジュールをお知らせいたします。皆さまのご参加をお待ちしております。



ご愛読者プレゼント

会員のみなさまに日頃の感謝の気持ちを込めて



「淡海の老舗」で紹介 時計・宝石 藤塚様

SEIKO デジタル電波時計

掛置兼用/掛けた状態：180×260×22mm

応募締切

平成30年3月20日(火) 必着

抽選で
10
名様に

●同封の応募ハガキのアンケートにお答えのうえ、必要事項を記入しご応募ください。

●当選された方にはプレゼントお渡し日をご連絡させていただくと共に、次号にて発表させていただきます。

vol.64 原宮喜本店様 かくみや醤油詰め合せ ご当選者

彦根市：古賀 泉様・戸田章治様・今村貞子様・浅井秀隆様・藤本きみえ様・堤 勝一様
東近江市：小椋清嗣様・森 あさの様・田中久子様 近江八幡市：下野千恵様

vol.64 迎春寄せ植え ご当選者

彦根市：上田仁紀様・尾田恵美子様・北沢 公様・馬場榮治様・山村幾子様 東近江市：向井恵美子様・西村好美様・萱原正義様 近江八幡市：中西房子様 野洲市：小椋敏彦様

公益社は、24時間365日いつでも対応いたします

株式会社 公益社 本社：〒522-0054 滋賀県彦根市西今町939番地
TEL.0749(22)5000 FAX.0749(22)0042

ご葬儀のご相談・ご依頼・資料のご請求は

☎ 0120-61-4000